

群馬県公立大学法人個人情報保護規程

平成30年4月1日
群馬県公立大学法人規程第33号
全部改正 令和5年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第3条－第18条）
- 第3章 仮名加工情報取扱事業者の責務（第19条・第20条）
- 第4章 個人情報ファイル簿（第21条）
- 第5章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第22条－第35条）
 - 第2節 訂正（第36条－第43条）
 - 第3節 利用停止（第44条－第49条）
 - 第4節 審査請求（第50条・第51条）
- 第6章 行政機関等匿名加工情報の取扱い（第52条－第55条）
- 第7章 個人情報保有事務登録簿（第56条）
- 第8章 雑則（第57条－第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、群馬県公立大学法人（以下「大学法人」という。）の保有する個人情報の適正な取扱いについて定めることを目的とする。
- 2 大学法人の保有する個人情報の取扱いについては、法その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第2条第1項に規定するものをいう。
- （2）個人識別符号 法第2条第2項に規定するものをいう。
- （3）要配慮個人情報 法第2条第3項に規定するものをいう。
- （4）本人 法第2条第4項に規定する者をいう。
- （5）仮名加工情報 法第2条第5項に規定するものをいう。
- （6）匿名加工情報 法第2条第6項に規定するものをいう。
- （7）個人関連情報 法第2条第7項に規定するものをいう。
- （8）行政機関 法第2条第8項に規定する機関をいう。
- （9）地方独立行政法人 法第2条第10項に規定する機関をいう。
- （10）行政機関等 法第2条第11項に規定する機関をいう。
- （11）個人情報取扱事業者 法第16条第2項に規定する者をいう。
- （12）個人データ 法第16条第3項に規定する個人情報をいう。
- （13）保有個人情報 法第60条第1項に規定するものをいう。
- （14）個人情報ファイル 法第60条第2項に規定するものをいう。

(15) 行政機関等匿名加工情報 法第 60 条第 3 項に規定するものをいう。

第 2 章 個人情報取扱い

(利用目的の特定)

第 3 条 大学法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 大学法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第 4 条 大学法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 大学法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第 5 条 大学法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 6 条 大学法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 大学法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う

目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（大学法人と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）（以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定める者により公開されている場合
- (8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (9) 第13条第4項各号（第19条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び第20条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 大学法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 大学法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 大学法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより大学法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）

第8条 大学法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 大学法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第10条 大学法人は、その従事者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第11条 大学法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適

切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第12条 大学法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、大学法人が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 前項に規定する場合（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）には、大学法人は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。（第三者提供の制限）

第13条 大学法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（大学法人と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 大学法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に

届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 大学法人の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 大学法人は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 大学法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 大学法人は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第14条 大学法人は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 大学法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 大学法人は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第15条 大学法人は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第17条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 大学法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第16条 大学法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

（2）当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 大学法人は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 大学法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第17条 大学法人は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

（1）当該第三者が大学法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

（2）外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定により大学法人が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により大学法人が確認する場合について準用する。

この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(個人情報取扱いに関する苦情処理)

第18条 大学法人は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 大学法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 個人情報取扱いに関する苦情は、第57条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。

第3章 仮名加工情報取扱事業者の責務

(仮名加工情報の作成等)

第19条 大学法人は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）

を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 大学法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 大学法人は、第4条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第7条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。
- 5 大学法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第8条の規定は、適用しない。
- 6 大学法人は、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項中「前各項」とあるのは「第19条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第15条第1項ただし書中「第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第16条第1項ただし書中「第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第13条第4項各号のいずれか」と読み替えるものとする。
- 7 大学法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 大学法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信

し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第2項及び第12条の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第20条 大学法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第13条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第20条第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第9条から第11条まで、第18条並びに前条第7項及び第8項の規定は、大学法人による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第9条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第4章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第21条 大学法人は、政令で定めるところにより、大学法人が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した別記様式第1号の帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 大学法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を大学法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第36条第1項又は第44条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第36条第1項ただし書又は第44条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）（以下「政令」という。）で定める場合

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 大学法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（大学法人が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (8) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - (11) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (12) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、大学法人は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第5章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第22条 何人も、この規程の定めるところにより、大学法人に対し、大学法人の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第23条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した別記様式第2号の書面（以下「開示請求書」という。）を大学法人に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名、連絡先及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (4) 法第87条第1項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- (5) 代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 大学法人は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、大学法人は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 開示請求は、第57条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。

（保有個人情報の開示義務）

第24条 大学法人は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第22条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第32条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 大学法人が第28条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると大学法人が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 大学法人が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると大学法人が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当

に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第25条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第26条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第27条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、大学法人は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第28条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を別記様式第3号もしくは第4号の書面により通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合における当該利用目的については、この限りでない。

(1) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を別記様式第5号の書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第29条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、大学法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、大学法人は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記様式第6号の書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第30条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、大学法人は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、大学法人は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を別記様式第7号の書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第31条 大学法人は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、別記様式第8号により事案を移送することができる。この場合においては、大学法人は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を別記様式第9号の書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案を移送した場合において、移送を受けた行政機関の長等が開示の実施をしたときは、大学法人は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第32条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第50条及び第51条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、大学法人は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を別記様式第10号により通知して、別記様式第11号の意見書を提出する機会を与えることができる。

2 大学法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を別記様式第12号の書面により通知して、別記様式第11号の意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第24条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第26条の規定により開示しようとするとき。

3 大学法人は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、大学法人は、開示決定後直ちに、当該意見書（第50条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を別記様式第13号の書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第33条 保有個人情報の開示は、別に定める方法により行う。

- 2 大学法人は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、大学法人に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を別記様式第14号により申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第28条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 開示の実施は、第57条第2項に規定する個人情報保護窓口において実施するものとする。
(他の法令による開示の実施との調整)

第34条 大学法人は、法を除く法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第33条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 当該法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
(手数料)

第35条 大学法人に対し開示請求をする場合、法第89条第7項の規定により納付しなければならないとする開示請求手数料は、無料とする。ただし、開示請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において別に定める費用を負担しなければならない。

- 2 大学法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第44条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、大学法人に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第34条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手續)

第37条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した別記様式第15号の書面（以下「訂正請求書」という。）を大学法人に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名、連絡先及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(5) 代理人が訂正請求をする場合にあつては、本人の氏名等

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人

情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 大学法人は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 訂正請求は、第57条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。

（保有個人情報の訂正義務）

第38条 大学法人は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第39条 大学法人は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を別記様式第16号の書面により通知しなければならない。

2 大学法人は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を別記様式第17号の書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第40条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、大学法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、大学法人は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記様式第18号の書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第41条 大学法人は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、大学法人は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を別記様式第19号の書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第42条 大学法人は、訂正請求に係る保有個人情報が第31条第2項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、別記様式第20号により事案を移送することができる。この場合においては、大学法人は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を別記様式第21号の書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第39条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、大学法人は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第43条 大学法人は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を別記様式第22号の書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第44条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、

この規程の定めるところにより、大学法人に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法を除く法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条若しくは第5条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第6条の規定に違反して取得されたものであるとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第13条第1項又は第14条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
(利用停止請求の手續)

第45条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した別記様式第23号の書面（以下「利用停止請求書」という。）を大学法人に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名、連絡先及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(5) 代理人が利用停止請求をする場合にあつては、本人の氏名等

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 大学法人は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 利用停止請求は、第57条第2項に規定する個人情報保護窓口において受け付けるものとする。
(保有個人情報の利用停止義務)

第46条 大学法人は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、大学法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第47条 大学法人は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を別記様式第24号の書面により通知しなければならない。

2 大学法人は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を別記様式第25号の書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第48条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第45条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、大学法人は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、大学法人は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記様式第26号の書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第49条 大学法人は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、大学法人は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を別記様式第27号の書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4節 審査請求

(審査会への諮問)

第50条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、大学法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした場合、大学法人は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を別記様式第28号の書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第51条 第32条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 行政機関等匿名加工情報の取扱い

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第52条 大学法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合（この章の規定に従う場合を含む。）
 - (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 2 大学法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(識別行為の禁止)

第53条 大学法人は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 大学法人は、行政機関等匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、大学法人から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第54条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する大学法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

(2) 前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は大学法人において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第55条 大学法人は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法を除く法令に基づく場合を除き、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

2 大学法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 大学法人は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、大学法人から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第7章 個人情報保有事務登録簿

(個人情報保有事務の登録及び閲覧)

第56条 大学法人は、個人情報を保有する事務（以下「個人情報保有事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報保有事務登録簿（別記様式第29号。以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 個人情報保有事務の名称

(2) 保有個人情報の利用目的

(3) 個人情報保有組織名

(4) 個人情報保有事務の登録年月日及び変更年月日

(5) 保有個人情報の対象者の範囲

(6) 保有個人情報の記録項目

- (7) 保有個人情報の取得先
 - (8) 保有個人情報の経常的提供先
 - (9) 保有個人情報が記録されている主な公文書の名称
 - (10) 個人情報ファイル簿の名称（作成した場合）
- 2 保有特定個人情報に係る登録簿（別記様式第30号）については、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 特定個人情報保有事務（特定個人情報を保有する事務をいう。以下同じ。）の名称
 - (2) 特定個人情報が記録されているファイルの名称
 - (3) 特定個人情報保有組織名
 - (4) 特定個人情報保有事務の登録年月日及び変更年月日
 - (5) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - (6) 特定個人情報ファイルの記録項目
 - (7) 特定個人情報の利用目的
 - (8) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報の収集状況
 - (9) 特定個人情報の経常的な提供先
 - (10) 特定個人情報の保有方法
 - (11) 特定個人情報保有事務の委託又は指定管理者による管理の有無
 - (12) 特定個人情報が記録されている主な公文書の名称
- 3 大学法人は、個人情報保有事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報保有事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる個人情報保有事務については、適用しない。
- (1) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報保有事務
 - (2) 犯罪の捜査又は租税に関する法令の規定に基づく犯則事件の調査に関する個人情報保有事務
 - (3) 大学法人の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報保有事務
- 5 大学法人は、登録に係る個人情報保有事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報保有事務の登録を抹消しなければならない。
- 6 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、大学法人は、第1項及び第2項で定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報保有事務について登録簿に登録することにより、個人情報保有事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第1項及び第2項で定める事項の一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報保有事務について登録簿に登録しないことができる。

第8章 雑則

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

- 第57条 大学法人は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、大学法人が保有する保有個人情報の特定又はその他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 2 大学法人に、別表に定める個人情報保護窓口を置き、保有個人情報の開示請求等の請求窓口とする。（雑則）
- 第58条 この規程に定めるもののほか、大学法人が保有する個人情報の保護に関する事務等については、群馬県知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

個人情報保護窓口（第57条第2項）

範 囲	群馬県公立大学法人事務局の保有個人情報
窓 口	〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1 担当：群馬県公立大学法人事務局 TEL：0270-65-8514

範 囲	群馬県立女子大学の保有個人情報
窓 口	〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1 担当：群馬県立女子大学事務局 TEL：0270-65-8511

範 囲	群馬県立県民健康科学大学の保有個人情報
窓 口	〒371-0052 群馬県前橋市上沖町323-1 担当：群馬県立県民健康科学大学事務局 TEL：027-235-1211